

第 3 回研究会における委員指摘関係資料

【目次】

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）提出資料・・・ 1

株式会社東京証券取引所提出資料・・・ 3

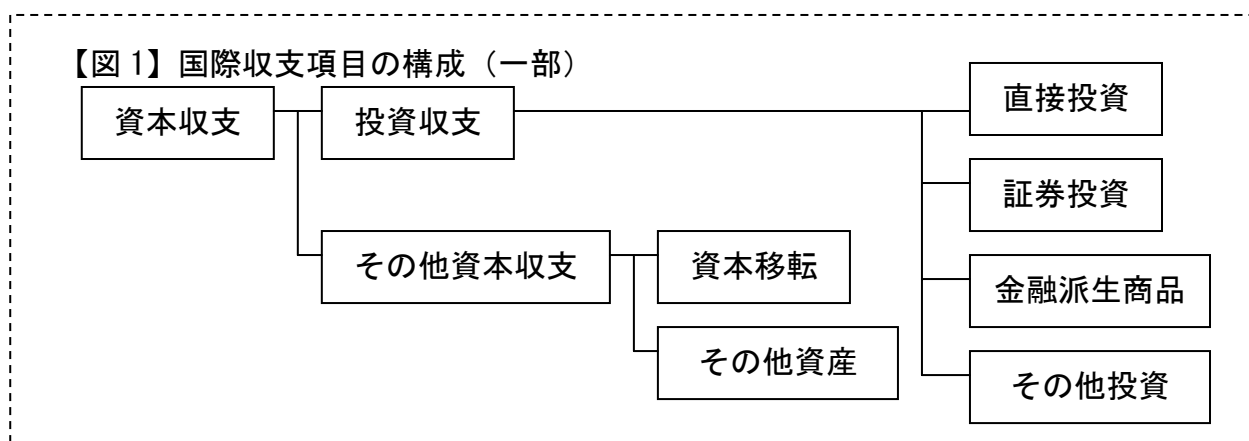
空港インフラへの規制のあり方に関する研究会

(委員からの質問に対するご回答)

1. 直接投資(負債)残高統計について

日本銀行によると、我が国の国際収支統計の構成項目はIMF国際収支マニュアル第5版に基づき、IMFの「標準構成項目」をベースにしている。対日直接投資に関する統計は、「資本収支」項目の細項目である「投資収支」に含まれる。

このうち、「投資収支」は、さらに①直接投資、②証券投資、③金融派生商品、④その他投資に細分化され、対日直接投資残高は①直接投資に含まれる(図1参照)。



投資収支及び投資収支を構成する上記①～④の項目の定義は以下の通り。

投資収支…投資収支は居住者と非居住者との間で行われた金融資産負債の取引を計上する項目。直接投資、証券投資、金融派生商品、その他投資を含む。

なお、土地や建物を含む固定資産の取引および非生産非金融資産の取引は、「その他資本収支」に計上される。「その他資本収支」には、資本移転とその他資産を含み、評価増減は除かれる(対外資産負債残高統計の中に反映される)。

直接投資…直接投資は直接投資家・直接投資企業間の全ての取引(投資)を計上する項目。株式取得、再投資収益、資金貸借を含む。直接投資家とは、当該企業が居住者となっている経済領域外の企業に永続的な経済利益を有する企業を指す。具体的には、出資の割合が原則とし

て10%以上の場合を直接投資関係にあると定義。
なお、居住者（非居住者）による海外（国内）不動産の取得処分についても、当項目に計上される。

※外国企業の子会社が日本で不動産を取得するための資金を本国の親会社から出資してもらうような場合は、「その他資本収支」に含む。
※事業形態を問わず（ヘッジファンドか否か等）、出資率が10%以上であれば直接投資、10%未満であれば証券投資として計上される。

証券投資…証券投資は株式やその他の負債性証券（「直接投資」、「外貨準備増減」に含まれるものを除く）を計上する項目。中長期債および短期債を含む。非居住者による邦銀発行CDの取得は、その他投資（現預金）に含まれる。一方、居住者による海外発行CD（外為法上証券とみなされます）の取得は、証券投資に含まれる。「主要国・地域ソブリン債への対外証券投資」における「ソブリン債」には、国債、政府機関債、地方債を含む。

金融派生商品…金融派生商品には、オプション取引、先物および先渡取引、ワラント、通貨スワップの元本交換差額、金利スワップの取引に係る利子等を計上する。

その他投資…その他投資には直接投資、証券投資、金融派生商品および外貨準備資産に該当しない全ての資本取引を計上する。貿易信用、貸付・借入、現預金、雑投資（証券投資の計上時点を、2005年1月以降、決済時点から約定時点に変更したことに伴って発生する未収・未払金<約定・決済時点の期ずれ分調整>を含む）を含む。証券貸借取引の対応項目も貸付に計上する。

また、金投資・貯蓄口座に関する非貨幣用金の取引を含んでいる（経常収支の中の財の取引ではない）。こうした取引は、日本の税関からの物理的移動を伴わず固定的に金利を生じさせるため、金融取引とみなされる。

2. 対日投資に占めるM&Aの割合について

一般的には7~8割と言われている。しかしその根拠となるような正確な統計資料はない。

以上

第3回空港インフラへの規制のあり方に関する研究会における 委員からのご指摘事項について

東京証券取引所

①上場企業のうち資本市場から資金調達を行っていない企業数（10年程度）について

東証で取得できるデータを利用したところ、2001.1.1に上場していて、2008.9.26現在上場している銘柄数1,662社のうち、その期間に株式（公募、第三者、株主割当、種類株）、新株予約権、CB（転換社債）、WB（ワラント債）の発行を行っていない銘柄数はちょうど半分の831社でした。

②外資等の関与が原因でMBOしたケースについて

企業価値研究会調べのデータによりますと、我が国における上場会社における非上場化を伴うMBO件数は、03年6件、04年0件、05年4件、06年10件、07年6件でございました。

③資本規制のある株式を外国人が購入した場合の取扱いについて

現在は、外国人が自分で発行会社に請求をして、株主名簿の名簿書換えを行ってもらえるルールとなっており、外国人から上場会社に対して株主名簿の名義書換え請求がなされた際に、例えば放送法に基づく放送会社においては、外国人の議決権の割合が20%を超えれば、その段階で法に従い外国人については株主名簿の名義書換えが拒否されることとなります。

一方、電子化後においても基本的な考えは変わりません。具体的には、（株）証券保管振替機構から外国人を含むすべての取得者について上場会社に通知が届き、上場会社はその通知内容に従って株主名簿の名義書換えを行うこととなります。先の放送会社の例では、外国人の議決権の割合が20%を超えれば、この段階で法律等に従い株主名簿の名義書換えが拒否されることとなります。

以上